



9月9日 質疑をする つつみ栄三県議



10月22日 政府交渉(防衛省)での つつみ栄三県議

# 「くらし応援型へ」

今年の第2回定例会(6月)及び第3回定例会(9月)では、国の経済対策補正予算等を受け入れて、628億円に上る予算規模で事業を実施するようになりました。これにより、9月補正後の予算規模では、約6,533億円となりました。緊急雇用及びふるさと雇用再生事業等で新規雇用者を創出する事業などもあります。大分キヤノンなどの派遣切り、雇い止めを放置したままでは、県民の安定雇用を望む要望にはこたえられません。本会議でもこの問題を取り上げ、大分キヤノンなどの社会的責任や大分県の姿勢を批判し、是正を求めたのは日本共産党つつみ栄三県議だけでした。

また、つつみ栄三県議は、10月21日から22日まで新政権に対し新日鐵のばいじん被害根絶、中小企業の仕事づくりの住宅リフォーム助成など多岐に渡り要望し、政府からの説明を受け意見交換しました。

教育

第二回定例会

6月18日から7月1日

## 教職員の削減に反対

第2回定例会は、

\* 「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正」

\* 「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正案（教職員定数の削減条例）」等が上程されました。

これらに関し、つつみ栄三県議は議案質疑及び討論を行いました。

\* 「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正」について。

これは、別府鶴見丘高校定時制及び大分中央高校・碩信高校を統合し、爽風館高校を設置する条例改正です。高校等の統廃合は、当然クラスの減少に伴い、教職員の



7月1日 討論をする つつみ栄三県議

削減にも繋がってまいります。

教職員の削減は、さらなる受験競争の激化を生み出し、昨年のような贈収賄事件がおきる温床となつてしまします。計画そのものの見直しを強く求めて、反対しました。

\* 「県教委汚職事件及び民間人校長登用」について質疑。

県教委の汚職事件について「県民のなぜこのような事件が起きたのか。一体だれの口利きで、何の為に不正が行われたのかなどの疑問には答えたものにはなっていない」と教育委員長及び教育長に質問しました。

また今回教育委員会は、小・中学校の「民間人校長」の導入に対する基本的な考え方はどうなっているのかも質問しました。

答弁は「口利き等の実態調査は今の範囲内である。調査は行政の権限の範囲内で、可能な限り行ってきます」と（教育委員長）と実態説明には至っていないことを認めると同時に、これ以上の調査に応じないと聞き直った答弁に終始しました。また民間人校長の起用について

9月16日  
教職員組合共同闘争推進委員会が知事・教育委員長に対し『子どもの貧困解消等を求める要望』を提出



は、「民間の経験やノウハウを活用して、保護者や地域のニーズを的確に把握して、従来の固定観念にとらわれない、柔軟で開放的な学校運営を期待する」（教育長）と答弁しました。

\* 「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正案（教職員定数の削減条例）」について。

つつみ栄三県議は、「今回の条例改正は、県立学校職員の定数を5名、市町村立学校県費負担教職員の定数を122名、合計127名も減らすというものです。削減は平成17

10月22日  
教職員の増員を求め文部科学省へ申し入れ



年度から今回までで875名にも上つていきます。

いま必要なのは、教職員の削減ではなく、多くの保護者、教育関係者が強く望んでいる少人数学級を拡充することです。「県としてすべきことは、少人数学級の拡大や正規教職員の増員、臨時講師の解消、学校統廃合の再検討など、学校教育条件の整備・充実のために予算面からの支援が必要であります。」と教職員定数の削減には反対いたしました。



# 第三回定例会

## 9月1日から9月15日

第3回定例会では中小企業支援について、

※中小業者の倒産防止について

※中小企業融資問題について

質疑しました。

※中小業者の倒産防止では

「県として大企業呼び込みやその関連下請けだけの支援や建設業等からの業種転換といったものではなく、県内中小業者全般への支援こそ必要です」と、さらなる支援を求めた。

これに対し知事は、「緊急経済対策のみならず、県経済の中長期的・継続的な発展のためには、産業集積の高度化・重層化や経営革新、新技術の開発への支援などを行うこと」も大切と答弁しました。

※続いて中小企業融資問題では

「金融機関に対して融資の制度説明はどようになってくるのか」と質問しました。商工労働部長は、「今後も金融機関に対し、必要に応じて、融資や保証の制度説明を行うとともに、中小企業の理解と納得が得られるような丁寧な窓口対応に努めるよう要請を行っている」と答弁しました。

### 議員海外

## 行政視察に反対

議員の海外視察の派遣も議決されました



9月9日 質疑をする つつみ栄三県議

た。当初は、アメリカやイギリス・フランス、中国にのべ26人が参加をするようになっていました。約1300万円の費用をかけて、海外視察の必要性があるのでしょうか。つつみ栄三県議は、「今、派遣切りや年収200万以下のワーキングプアがたくさんいる時に、また財政がひっ迫している時に、議員が海外視察に行くのは中止すべきではないか」という立場から、一人本会議で議員派遣に反対しました。

この後マスコミからも報道されアメリカへの視察が中止となりました。しかしそれでも費用は約600万くらいと見込まれています。

## 2009年第2回・3回定例会の主な議案に対する各会派の態度と結果

日本共産党は第2回定例会では26本の議案に対して、23本賛成、3本に反対しました。第3回定例会では31本の議案に対して27本に賛成、4本に反対しました。

### 第二回定例会 (抜粋)

議案・請願・意見書など	結果	共産	自民	公明	県民ク	無所属
平成21年度大分県一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正	○	×	○	○	○	○
大分県立学校教職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正	○	×	○	○	○	○
後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	×	○	×	×	○	×
所得税法第56条の廃止を求める意見書	×	○	×	×	○	×
義務教育費国庫負担金制度堅持・教育予算拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○

### 第三回定例会 (抜粋)

議案・請願・意見書など	結果	共産	自民	公明	県民ク	無所属
平成21年度大分県一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○
議員派遣 県内企業の貿易等に関する調査・中華人民共和国	○	×	○	○	○	○
環境問題への取組等の調査・イギリス、フランス	○	×	○	○	○	○
初等中等教育に関する調査・アメリカ	○	×	○	○	○	○
米価の回復と価格の安定及びミニマム・アクセス米の輸入中止を求める意見書	×	○	×	×	×	×
地方財政の安定的運営に関する意見書	○	○	○	○	×	○

○：可決・賛成    ×：否決・反対    県民ク：県民クラブ（社民・民主など）    無所属：無所属の会

申し入れ

2010年度の県予算への申し入れ

10月8日、来年度予算編成に関して日本共産党大分県議団は県に対して申し入れを行いました。

\*\*\* 申し入れ内容 \*\*\*

国民の暮らしや営業は、新自由主義のもと構造改革路線によって、ずたずたにされてきました。大分県内でも企業立地によって大分キヤノンなどの誘致がすすめられましたが、その中で派遣切りや雇い止めの労働者が、必要なくなったらゴミのように捨てられ、まるでモノのように扱われるという状況も生まれています。さらに「生活苦で自ら命を絶つ」という痛ましい事件や、介護疲れで「身内の命を絶つ」という悲惨な事件が後を絶ちませ



ん。このような国民の苦難を取り除くのが本来の政治の責任です。

これまでの政府が打ち出した景気対策は、大企業・大資産家応援のさらなる減税の継続と、党略的なばらまきが主でありました。景気対策を言うのであれば、大型公共事業などの浪費をやめ、大企業優遇税制と軍事費の二つの聖域にメスを入れること、そのうえで、経済政策の軸足を社会保障、雇用、農業、中小企業、地域経済など内需を拡大し、家計応援の政策に転換すべきです。

大分県政においても地方自治の本旨に沿い、120万県民の暮らし・福祉・教育を応援する政治が求められています。よって、県民の切実な要求を実現する予算を組み、各項目についての回答を求めました。

\*\*\* 申し入れ項目(抜粋) \*\*\*

- \* 高く払えないとの声が多い国保税を引き下げるため県の補助金を支出すること。
- \* 低すぎる介護労働者の報酬を抜本的に引き上げること。
- \* 新日鐵の粉塵、ばいじん及び悪臭を厳しく規制し、発生防止の対策を講じるとともに、実態調査を行うこと。
- \* 誘致企業に対する雇用実態を把握するとともに、立地協定書にて優先的に正規雇

用を行うよう明記すること。

\* 県発注公共工事の地元中小企業への発注率を高めること。

\* 高校の学校徴収金を見直し、保護者負担を軽減すること。当面、設備費・冷暖房費・生徒会費・進路指導費などの諸経費は自治体の負担とすること。等、235項目の申し入れをしました。

大分県議会の豆知識

\* 一般質問

議案に関係なく、県の行政全般について、知事や教育委員長等の執行機関に対して見解などを問うものです。大分県議会において、日本共産党県議団は、議員総数に対する割合によって年一回質問を行うこととなっております。時間は30分以内と決められています。(答弁の時間は含まれていません)

\* 質疑

議案等、議題となつて見解を問うものについて、提出者等に対して見解などを問うものです。大分県議会においては一般質問と質疑は一緒に行っており、定例会で一般質問枠のない会派は質疑を10分以内で行うことができると決められています。(答弁の時間は含まれていません)

\* 討論

委員会報告の後、議員が議案について考え方を述べます。

県政に対するご意見・ご要望・ご提案、情報提供、県政報告をお読みになった感想などをお寄せ下さい。